

# 木造住宅の耐震改修工事 費用を支援します！

最大150万円

※耐震改修工事に係る費用のみ



|             |  |
|-------------|--|
| 対象者         | 次の(1)から(3)すべてに該当する方<br>(1)住宅に居住する、または耐震改修後に居住を開始する個人所有者<br>(2)過去に同様の補助金を受けていない方<br>(3)市税の滞納がない方  |
| 対象住宅        | ・ 鯖江市内に所在する旧耐震住宅<br>・ 自らが居住するため所有する一戸建て木造住宅で3階建て以下<br>・ 耐震診断の結果、耐震性能が不十分と診断された住宅<br>・ 耐震改修後に規定の耐震性能を有すること。<br>※「旧耐震住宅」とは、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅。<br>※併用住宅の場合、延床面積の1/2以上が住宅の用に供されていること。<br>※増築されている場合、対象住宅にならないことがあります。詳細はお問合せください。<br>※福井県木造住宅耐震診断士または伝統耐震診断士が工事監理を行うこと。   |
| 補助額<br>募集件数 | 上限150万円 … 2件 ※申込多数の場合は抽選となります  |
| 申込方法        | 下記の書類を申込先に提出してください。(メール・郵送可)<br>・ 申込書<br>・ 耐震改修工事実施計画書 (市役所施設管理課に備えてあるほか、HPからもダウンロードできます。)<br>・ 図面 (附近見取図、配置図、改修前後の図面、その他改修工事の内容が分かる図面)<br>・ 改修前の耐震診断報告書等の写し<br>・ 改修後の診断評点を確認できる書類<br>・ 見積書等の写し (耐震改修に要する費用が区分されているもの)<br>・ 住宅の所有者および建築年月を確認できる書類 (固定資産税納税通知書等)<br>※住宅の所有者と申請者が違う場合、所有者との関係が確認できる書類が必要になります。(住民票等) |
| 募集期間        | 令和6年5月1日(水)～5月31日(金)<br>※注意点 ・ 補助金の交付決定前に契約を締結してはいけません。<br>・ 令和7年2月末までに工事を完了してください。  |

【お問い合わせ・申込先】 鯖江市役所 施設管理課 営繕グループ  
電話 0778-42-5101 メール SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

耐震改修  
支援HP →

